○松山市一時預かり事業実施要綱

平成27年4月1日 平成29年4月1日

平成30年4月1日

平成30年6月19日

一部改正 平成31年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業(以下「事業」という。)の実施に必要な事項を定め、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の実施者)

第2条 事業を実施する者(以下「実施者」という。)は、市又は市が適当と認め委託した者(以下「受託者」という。)とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日27 文科初第238号・雇児発0717第11号)の別紙「一時預かり事業実施要綱」(以 下「国要綱」という。)3に規定するとおりとする。

(実施方法)

- 第4条 実施方法は, 国要綱4(1), (2), (3)及び(4)に規定するとおりとする。
- 2 国要綱(3)に規定する幼稚園型Ⅱを実施しようとする施設は、あらかじめ本市と相談の上、受入枠を設定するものとする。
- 3 国要綱(3)に規定する幼稚園型Ⅱの対象児童である事の確認は、受入れ時に「施設型給付・地域型保育給付費等 支給認定証」により幼稚園で行い、「施設型給付・地域型保育給付費等 支給認定証」の確認ができない場合は、本市と協議を行うものとする。

(事業の実施手続)

(事業の実施手続)

第5条 事業の実施手続は、法第34条の12及び第34条の13に規定するとおりとする。ただし、受託者は、毎年度、事業の実施前に一時預かり事業実施特定教育・保育施設等協議書(様式第1号)により、当該事業の内容について協議し、市長の同意を受けなければならない。

(利用日数)

- 第6条 国要綱4(1)一般型及び(4)余裕活用型に規定する事業(以下「一般型・余裕活用型」という。)の利用日数は、1月当たり15日以内とする。ただし、保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護等やむを得ない理由により家庭において保育を受けることが困難となり、緊急かつ一時的に保育が必要となる乳幼児については、1月以内とする。
 - 2 国要綱4 (2) 幼稚園型 I に規定する事業 (以下「幼稚園型 I 」という。) の利用 日数は、実施者が定めることとする。

(実施時間)

- 第7条 一般型・余裕活用型の実施時間は、原則として月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時まで(松山市保育所条例施行規則(昭和39年規則第44号)第13条に規定する休所日(第12条第2項ただし書において「市立保育所休所日」という。)及び実施施設の休所日を除く)とする。ただし、実施者が必要と認めたときは、これを変更することができる。
- 2 幼稚園型 I (松山市幼稚園条例 (昭和39年条例第6号) 第1条に規定する幼稚園 (以下「市立幼稚園」という。) において実施するものを除く。) の実施時間は, 実施者の 定めるところによる。
- 3 幼稚園型Ⅱ(市立幼稚園において実施するものを除く。)の実施時間は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第34条の規定に準じ、1日につき8時間を原則として、実施者の定めるところによる。
- 4 市立幼稚園において幼稚園型 I を実施する場合の実施時間は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く月曜日から金曜日まで(次号に規定する松山市幼稚園管理規則(平成8年教委規則第4号)(以下,「管理規則」という。)第5条第1項第1号から第4

号に規定する休業日。(以下,「長期休業日」という)を除く。) 午前11時30分から午後6時までの間で教育課程に係る教育時間後の時間。ただし, 荏原幼稚園については, 午後5時までとする。

(2) 長期休業日(土曜日,日曜日及び祝日を除く日。) 午前8時30分から午後6時まで。ただし、荏原幼稚園については、午後5時までとする。

(児童の健康把握)

第8条 実施者は、児童の健康状態を保護者から十分聴取するとともに、預かり票等に体質やアレルギー、既往歴等詳しく記入させ、継続的な利用が見込まれる児童については健康診断を実施する等、児童の健康把握に努めなければならない。

(利用の申込み)

- 第9条 一般型・余裕活用型(市が実施するものを除く。)及び幼稚園型 I (実施する施設に在籍する児童を除く)及び幼稚園型 II の利用を希望する保護者は、実施者が定めるところにより、実施者に申し込まなければならない。
- 2 松山市保育所条例(昭和39年条例第11号)第4条第1項に規定する市立保育所及 び同条第2項に規定する市立認定こども園(以下「市立保育所等」という。)における 事業に係る前項の申込みは、一時預かり事業申込書(様式第2号)を市長に提出するこ とにより行うものとする。この場合において、別表第1のB階層に属する者は、その旨 を証明する書類を添付しなければならない。

(利用の可否)

第10条 実施者は、前条第1項の規定による申込みがあった場合は、速やかに事業の利用の可否について決定し、申込者に通知しなければならない。

(利用決定の取消し)

- 第11条 実施者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用の決定を取り消 すことができる。
 - (1) 対象児童が第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 対象児童又は保護者が偽りその他不正な手段により利用の決定を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ない理由により当該対象児童の保育を継続することが困難と認められたとき。

(経費の負担)

第12条 事業を利用した保護者は、実施者が定めるところにより、事業を実施するため

に必要な経費の一部を負担しなければならない。

- 2 市立保育所等において事業を利用した保護者が前項の規定により負担しなければならない費用(以下「市立保育所等一時預かり保育料」という。)の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、第7条第1項ただし書の規定により市立保育所休所日に事業を実施するときの市立保育所等一時預かりの保育料の額は市長が別に定める。
- 3 市立幼稚園において事業を利用した保護者が第1項の規定により負担しなければならない費用(以下「市立幼稚園一時預かり保育料」という。)の額は、別表第2に定めるとおりとする。
- 4 市立保育所等一時預かり保育料及び市立幼稚園一時預かり保育料の納付期限は、市長 の指定する期日とする。
- 5 既納の市立保育所等一時預かり保育料及び市立幼稚園一時預かり保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(実績報告)

- 第13条 受託者は、毎月市長が指定する期日までに、前月の事業の利用人数、保護者の 経費の負担額その他市長が必要と認めた事項を市長に報告しなければならない。
 - 2 市長は、第1項の報告内容について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)第19条第1項、法第34条の17第1項並びに第46条第1項で実施する施設監査及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第14条第1項、第38条第1項並びに第50条第1項で実施する確認監査等の際に確認することができる。

(事故報告)

第14条 省令第36条の35第2項に基づき、当該事業の実施による事故の発生又は その再発防止に努めるとともに、事故が発生した場合には速やかに当該事実を市長に報 告しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第9条, 第12条関係)

IH zż	1回当たりの市立一						
光里 -	児童と生計を一にする者の属する世帯の区分						
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6	無料					
	条第1項に規定する被保護世帯						
B階層	市民税非課税世帯(A階層に該当する世帯を除	400円					
	⟨ 。)						
C階層	A階層又はB階層に該当する世帯以外の世帯	1,500円					

備考

- 1 この表において「市民税非課税世帯」とは、事業を利用しようとする日の直近の 市民税が非課税である世帯(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政 令第224号)第1条第2号及び第2条第2号に掲げる女子及び男子の市町村民税 については、地方税法第314条の2第1項第8号及び第3項に規定する寡婦及び 寡夫控除の規定を適用したとみなして算定した場合に非課税となった場合を含む) をいう。
- 2 B階層に該当する世帯が、次の各号のいずれかの世帯に該当する場合は、当該世 帯に属する対象児童に係る市立保育所等一時預かり保育料を無料とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に 規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で,現に 児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる者が属する世帯
 - ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱 (昭和48年9月27日厚生省発児第156号) に規定する療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第 45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に規 定する特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法(昭和34年法律第14 1号)に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市 長が認めた世帯
- 3 一時預かり事業申込書の生活保護の状況欄を「有」としなかった者で、第10条 第2項後段の規定による書類を添付しなかったものの世帯は、C階層に属するもの とみなす。
- 4 事業の対象児童が松山市民でない場合は、前各項の規定にかかわらずC階層とする。

別表第2 (第13条関係)

実施施設名	期間	時間帯	料金
三津浜幼稚園	月曜日から金曜日ま	午前11時30分から	1時間当たり100円
石井幼稚園	で	午後3時30分	
	(祝日及び長期休業日	午後3時30分から	30分当たり100円
	を除く。)	午後6時	
	長期休業日	午前8時30分から	30分当たり100円
	(土曜日, 日曜日及び	午前9時	
	祝日を除く。)	午前9時から午後6時	1時間当たり100円
荏原幼稚園	月曜日から金曜日ま	午前11時30分から	1時間当たり100円
	で	午後3時30分	
	(祝日及び長期休業日	午後3時30分から	30分当たり100円
	を除く。)	午後5時	
	長期休業日(土曜日,	午前8時30分から	30分当たり100円
	日曜日及び祝日を除	午前9時	
	<.)	午前9時から午後5時	1時間当たり100円

坂本幼稚園の児童については、荏原幼稚園で実施する幼稚園型Iの利用ができる。

様式第1号(第5条関係)

年度 一時預かり事業実施特定教育・保育施設等協議書

年 月 日

(宛先) 松山市長

住所

7.16	п	١.	1
	-	ы	x
<i>→</i>		11	В

				H 70	
	松山市	町	丁目	番	号
氏名					

設置	主体名	施設等(の利用定員	員総数	保育定員の空き定員(※余裕活用型)						
				人							
事 業 実	施類型	一般型 · 幼稚園型 I · 余裕活用型									
事業開始	年月日等		年	ケ丿	月)						
	施 設 名										
	所 在 地										
	事業用保育室	□専用	□共用				n	n²			
	児童福祉施設の	の設備及び	運営に関	する基準	準の適	否の状況	適	· 否			
実施施設	開所時間		時	分	から	時	分				
	事業実施時間		時	分	から	時	分				
	土曜日、日曜	土曜日		有	•	無					
	日、祝日等の	日曜日、	祝日	有	•	無					
	実施	(実施	西時間)	時		分から	時	分			
利 用	児 童	数	年間延~	ベ利用児	童数	(予定)		人			
			1 保育	·±	人						
			2 家庭		人						
保育	従事	者	3 松山	市が行う	<u></u> た者 人						
(※余裕活	氏用型は記入	. 不 要)	(研修名	古:)					
			4 幼稚	園教諭兒	免許状	所有者	,	\			
			※幼稚園	園型のみ	記入						

*	参					考
保	護	者	<u>.</u>	負	担	額

【記入上の注意】

- 1 この協議書は、当該年度の4月1日現在(ただし、本事業の開始が年度途中の場合は、開始予定日見込み現在)で作成すること。
- 2 「利用定員総数」欄は、一時預かり事業の対象児童は含めないこと。
- 3 「保育定員の空き定員」欄は、余裕活用型を行う事業者のみ利用定員総数から通常の 教育・保育利用児童数を差し引いた人数を記入すること。
- 4 「事業開始年月日」欄は、当該年度における事業開始年月日を記入すること。
- 5 「事業用保育室」欄は、□に**✓**を付し、施設等内で一時預かり事業を実施する際の保育室の面積を記入すること。
- 6 「事業担当保育士」欄は, 「1」から「4」のいずれかに○を付し, その保育従事者数 を記入すること。

松山市一時預かり事業申込書(兼児童台帳)

年 月 日

(宛先) 松山市長

				番地
松山市	町	丁目	番	号
方書(,
氏名				E
マイナンバー				
電話 一			(自宅・	呼出]

次のとおり一時預かりを申し込みます。また、利用料の決定に関して必要な課税情報及び世帯情報等を松山市長が 閲覧すること、並びにその情報に基づき決定した保育料について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同 意します。

利用希望																				
施設名																				
ふりがな															/ r.		п	H- (-) 	보통 /
児 童 名															年	月	日生(満			歳)
マイナンバー													性	上 別		男	•		女	
)		J	氏名			続	抦		生	年月	日		性	上 別	職	業		勤	務先	
家庭の状の が									•		•		男	· 女					_	
庭児童									•		•		男	·女			TEL			
がを除									•		•		男	· 女						
況く。									•		・男・女									
									•		•		男	·女						
希望する	1	保	育	期	間				年		月		日カ	179	年	F]	日 :	まで	
布 至 9 つ 保育時間等	2	希	望	曜	日	月・り			火	火 · 水 ·			木 ・ 金 ・ 土				Ł			
1 (14) (1) (1)	3	希	望	時	間		時 分から 時 分まで													
希望する (詳しく記入																				
生活保護	Ø	状	況		有	•	· 無					节 月	民 秭	包課利	兑		有 · 無			
均等	割						円						所得	所得割				F	円	
利用決定(·))	変	変更決定 ((•		•)		受付印					
階層区分 A・BO・ B・C (一般型)	保	上育彩	¥	日額	円	Α	• B	区分 ・ C			保育	科	日	額 円	確認	L 印				
※ □ の 郊	<i>(</i>)	1.4.4.11	===																	

※ L の 部分は施設が記入